

監査上の主要な検討事項（KAM）の 特徴的な事例と記載のポイント

CONTENTS

はじめに

「KAMに関する勉強会」メンバーの主なコメント

1. 傾向分析
2. 特徴的な事例
3. 検討が必要と考えられる事例

金融庁

2022年3月4日

目次

はじめに	2	(3) 監査上の対応	
「KAMに関する勉強会」メンバーの主なコメント	3	総合警備保障(株)【太陽】	32
1. 傾向分析		四国電力(株)【トーマツ】	33
(1) 類似度分析	9	三菱商事(株)【トーマツ】	34
(2) KAMの個数	13	(株)豊田自動織機【PwCあらた】	35
2. 特徴的な事例		(4) その他(開示とKAMの関連、早期開示)	
(1) 全般		日本電産(株)【PwC京都】	37
(株)A O K I ホールディングス【PwCあらた】	18	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ【トーマツ】	38
(株)Fast Fitness Japan【PwCあらた】	19	三井住友トラスト・ホールディングス(株)【あずさ】	
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ【トーマツ】	20	H O Y A (株)【トーマツ】	39
(株)三菱ケミカルホールディングス【EY新日本】	21	【参考】海外の事例	
(2) 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由		ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC【PwC】	41
第一生命ホールディングス(株)【あずさ】	23	AEDGE GROUP LIMITED【KPMG】	42
丸紅(株)【EY新日本】	24	3. 検討が必要と考えられる事例	
(株)ユーシン精機【トーマツ】	25	KAMの内容や決定理由、監査手続等が不明瞭	44
京セラ(株)【PwC京都】	26	注記情報との整合性(i 注記が不足している可能性)	45
(株)A O K I ホールディングス【PwCあらた】	27	注記情報との整合性(ii 注記が無いケース)	46
(株)理研計器【トーマツ】	28	KAMを記載していない	47
S M C (株)【清陽】	29		
イリソ電子工業(株)【トーマツ】	30		

はじめに ～「KAMの特徴的な事例と記載のポイント」について～

1. 背景

- KAM は、2018年7月に公表された「監査基準の改訂に関する意見書」により日本の監査実務に導入され、2021年3月期から、一部を除く金融商品取引法監査が適用される会社に対して、監査報告書への記載が求められています。
- 監査報告書におけるKAMの記載は、監査人が実施した監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めることにその意義があり、KAMを契機として利用者と経営者の対話がより促進されること等が期待されること、本適用1年目においては、企業とのコミュニケーションを踏まえた監査人による創意工夫のもと、様々なKAMの記載が見られました。
- 今後の更なる実務の定着と浸透を図るため、今般、関係者の皆様による「KAMに関する勉強会」を開催し、様々なご意見をいただきました。本資料は、そこでご議論いただいた特徴的な事例や記載にあたってのポイントをとりまとめたものです。

2. 使い方

- それぞれの事例について、特徴的な記載として着目したポイントを各頁の上部に記載の上、主に該当する箇所を枠で囲っています。
- KAMは、各社固有の特徴や状況を踏まえて記載していただくことが重要です。そのため、特徴的な事例をそのまま模倣してKAMに取り込んでいただくことを意図しているものではありません。
- 事例は、必要に応じて、文章の抜粋・省略やレイアウトの変更を行っています。実際の記載については、EDINET等で検索の上、ご確認ください。
- なお、事例としての公表をもって、KAMの記載内容に誤りが含まれていないことを保証するものではありません。

監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント

「KAMに関する勉強会」メンバーの主なコメント

「KAMに関する勉強会」メンバーの主なコメント（1/5）

KAMの意義

- KAMは、利用者の意思決定に監査報告書が具体的にどう貢献できるか、またどのように利用され得るか、という観点から監査人は考える必要がある。
- 基準で求められている最低限の記載や監査基準委員会報告書の全般的な内容に留めるといった消極的な意図をもってKAMが記載されると、利用者にとって必要な情報や監査人の手続の意義が伝わりづらい。
- KAMを開示する目的の一つは、財務諸表に対する投資家の信頼性を向上させることであり、投資家が懸念する会計上の取扱いや投資家が企業に対して頻繁に質問する事項等について、先手を打って積極的に開示する姿勢が重要である。
- 投資家が重要と考える会社の価値ドライバーに関連する項目について、監査人が検証した結果をKAMとして開示することで財務諸表の信頼性が増し、長期投資の促進や企業価値評価の改善、ひいては会社へのインセンティブにも繋がる。
- KAMの記載の充実にあたっては、監査人と会社のガバナンスの深化の観点からの意識向上並びに利用者の利用促進と積極的な関与が必要である。

「KAMに関する勉強会」メンバーの主なコメント（2/5）

KAMの記載内容（1/2）

- 適用初年度においては、全般的に、特定の見積り項目のみではなく、内部統制、システム、訴訟等の示唆に富んだ様々なKAMが見られた。また、監査人が何をリスクとして捉えているかという点は、利用者にとっても非常に新鮮な情報であった。
- KAMを有益なものとするためには、定型化、画一化を避けるべきであり、前年度の踏襲や監査法人横断で記載が似ているといったような横並びは望ましくなく、各社固有の状況を具体的に記載することが重要である。
- タイトルの工夫、注記番号の引用、潜在的なインパクト、会計基準や仮定に落とし込むと何が影響するのかといった観点が重要である。
- 監査上の対応については、もう一步踏み込んだ記載があっても良いと考える。特に、手続の結果（Outcome）や監査人の見解（Findings、Observation）に関する記載は、利用者の意思決定にとっても有用な情報であり、海外のネットワーク・ファームでは記載しているケースもあることから、我が国において抑制的に記載しないのではなく、是非記載して欲しい。
- 監査上の対応について、監査手続の詳細を記載しても利用者は分からないと判断して記載を簡略化するのではなく、利用者をもっと信用して、監査人が何を確かめようとしたのか、いかなる判断を行ったのかを記載して、監査手続に関する情報内容を充実させて欲しい。

（次ページに続く）

KAMの記載内容(2/2)

- 連続して同じ項目をKAMに選定した場合、その年度の状況でどのように重要か、前年度からどのように変化したかということを記載することが望ましく、前年度の内容を補足する、または説明内容が進化していくという方向性が考えられる。
- 一部の早期適用会社で行われているように、前年度のKAMが記載されなくなった場合にはその理由、並びに、前年度と同じKAMであってもその経年変化を記載することは、利用者の利便性を考えたときに非常に重要であり、かつ、容易に対応可能であると考えられる。
- 利用者としては、経営環境が刻々と変化する中でKAMも当然変わってくるものと考えており、前年とほぼ同じ内容の記載だと、監査人も会社も適切に環境の変化に対応できているのかという点で懸念を抱くかもしれない。
- 一方、経営環境や会計基準の変化があまり無いような年には、結果として、KAMの記載が前年度とそれほど変わらないということも考えられる。過度に変化を求めるあまり、言い回しやレトリックの競争になることは望ましくなく、実態に即したニュートラルで丁寧な記載が重要である。

開示とKAMの関係

- KAMの記載の充実と注記の充実は車の両輪であり、注記の充実がKAMの充実にも繋がるといったサイクルが期待される。
- 注記の内容をそのまま記載、あるいは要約して記載するというのは本来のKAMではなく、強調事項※¹である。KAMでは、なぜその項目を重要と考えたか、その項目に対して監査人がどのように対応し、結果がどうであったかといった監査人独自の情報を記載することが重要である。注記が向上して、KAMも向上するという好循環は、KAMが定着するまでの過渡期の話であり、注記が充実しKAMも定着すれば、監査人独自の選定理由や対応・結果といった情報の個別具体化がKAMで図られるべきである。
- 監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」の適用も開始されるため、KAMに関連する情報が注記に記載されていない一方で有価証券報告書の事業等のリスクやMD&Aに記載されている場合には、必要に応じてそれらの参照が行われることも将来的には期待している。※²
- 利用者のうち、特にアナリストにおいては、KAMを単に財務諸表における強調項目の捕捉だけに利用するのではなく、主たる意思決定情報である財務情報に対してKAMをどのように反映させて意思決定の改善や高度化を図るのかについて、具体的に検討する必要がある。

※¹ 財務諸表に適切に表示又は開示されている事項について、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であると監査人が判断し、当該事項を強調するため監査報告書に設ける記載事項

※² 監査基準委員会研究報告第6号「監査報告書に係るQ&A」（日本公認会計士協会）Q2-14では、“監査上の主要な検討事項は、関連する財務諸表の注記事項がある場合にのみ参照を付すことが求められており（監基報701のA40項）、財務諸表以外の情報を参照することは財務諸表以外の情報まで監査対象であるかのような誤解が生じることになるため、財務諸表以外の情報には参照を付さない”とされている。

KAMの個数

- 初年度は、KAMが1個だけの会社が全体の約7割と多いが、KAMの個数は、各社の事情や記載の仕方によって変わるものである。
- KAMの個数が平均1.3個で少ないと言われているが、1個のKAMに複数の内容が含まれているケースがある等、KAMの個数が直ちに問題となるのではない。より重要なのは、利用者が関心を持っている内容がKAMに含まれているかという点であり、例えば、事業として新型コロナウイルス感染症にどう対応したか、また、監査上、新型コロナウイルス感染症の環境下で、どのように手続を行ったかといった点の記載が必要と考えられる。
- 一方で、内容としてもKAMが1個だけのケースもあり、監査役等と協議した中で、絞ったとしても1個というのは少ない印象がある。適用初年度ということもあり、今後、個数を含め記載内容が拡充することを期待している。

監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント

1. 傾向分析（1）類似度分析

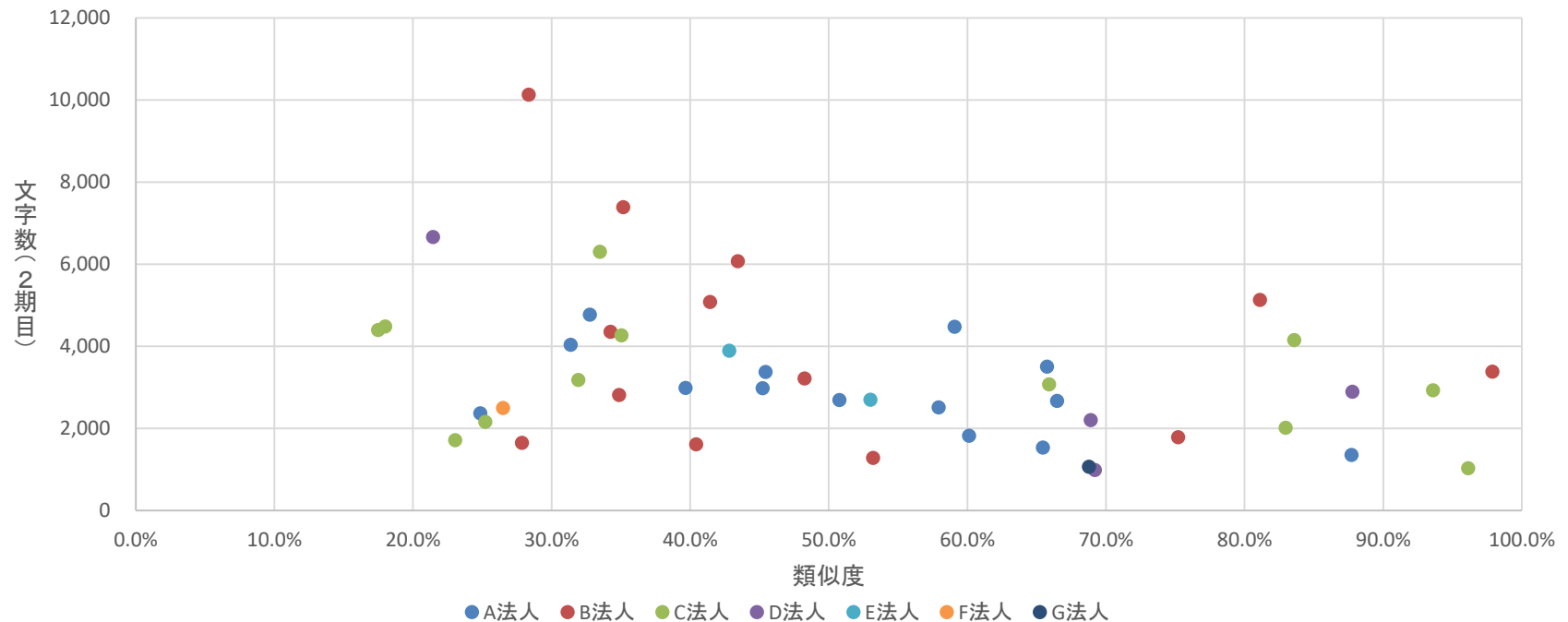
(1) 類似度分析: 早期適用会社の記載内容の変化

- ❑ 2020年3月期までの早期適用会社47社※¹(監査法人7法人)を対象に、2期間における文字列類似度分析※²を実施。
- ❑ 類似度は17%から97%と幅があり、類似度が75%以上の企業が9社(全体の18%)あった。
- ❑ 監査法人別では、類似度25%未満の5社のうち3社が同一の監査法人である一方、類似度75%以上の9社のうち7社が2つの監査法人で占められるなど、一定の偏りが見られた。
- ❑ 文字数と類似度の相関関係は見られなかった。

(※1) 早期適用後に監査人を交代した会社(1社)を分析対象から除外

(※2) レーベンシュタイン距離による文字列類似度分析(以下同じ)

文字数と類似度の分布



※ EDINET公表情報を元に、金融庁作成

(1) 類似度分析: 各監査法人における記載内容の類似度比較(1/2)

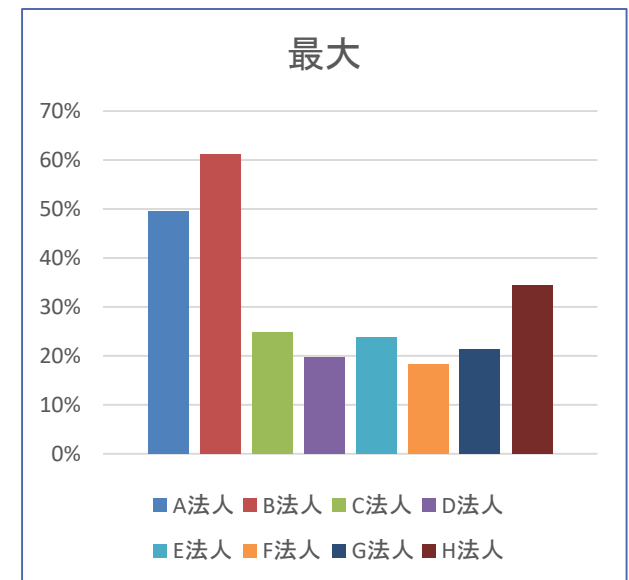
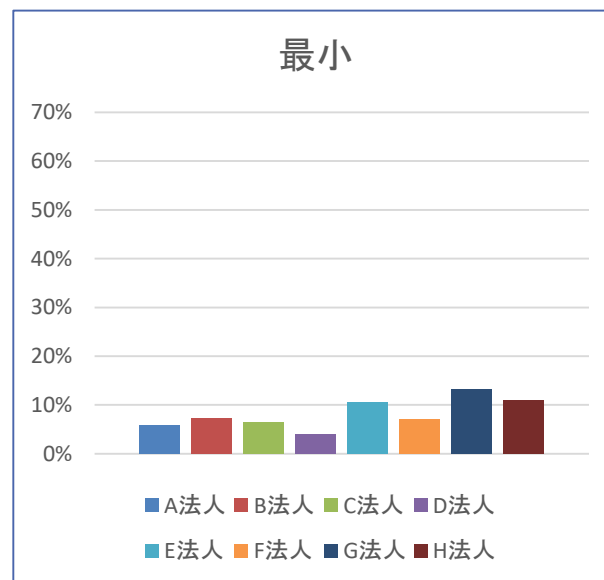
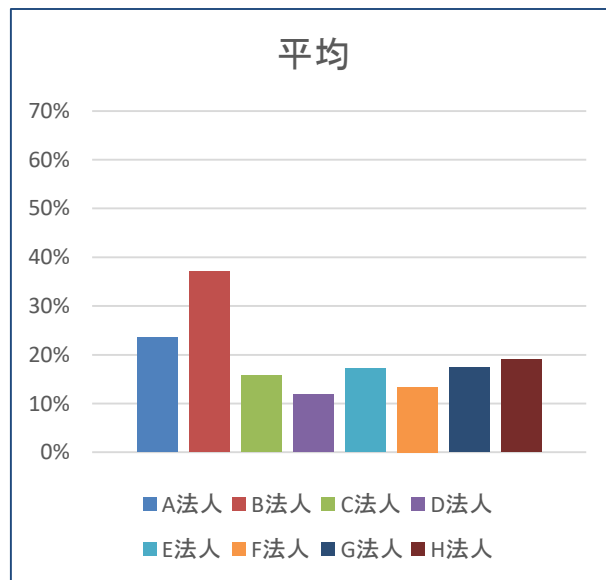
- ❑ 特定の項目における監査法人毎の記載内容について、文字列類似度分析を実施。※
- ❑ 「監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由」について、監査法人毎に類似度にややばらつきが見られ、A法人及びB法人では平均値、最大値ともに、相対的にやや高い結果となった。

(※1) 見出しに「固定資産」かつ「減損」を含む2021年3月期のKAMを対象とした

(※2) 監査法人毎に※1の中から平均文字数に最も近いKAMを比較対象とし、当該KAMと※1に含まれる同一監査法人の別のKAMの類似度を全件測定の上、監査法人毎に全体の平均値、最小値、最大値を算定

(※3) あずさ、トーマツ、EY新日本、PwCあらた、太陽、PwC京都、東陽、仰星を対象とした

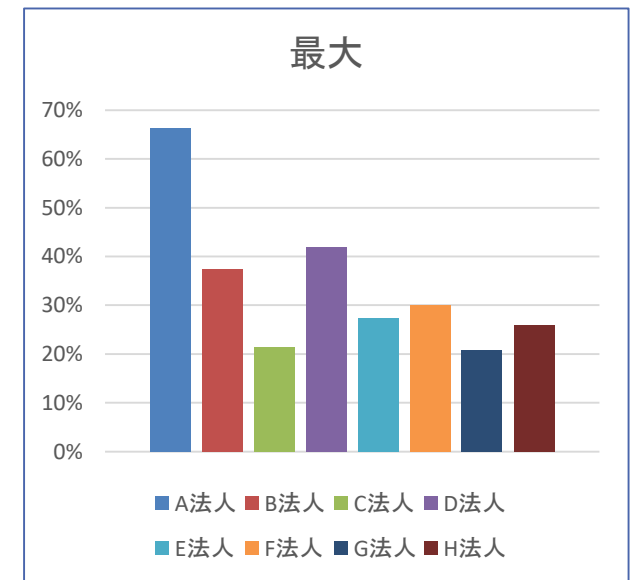
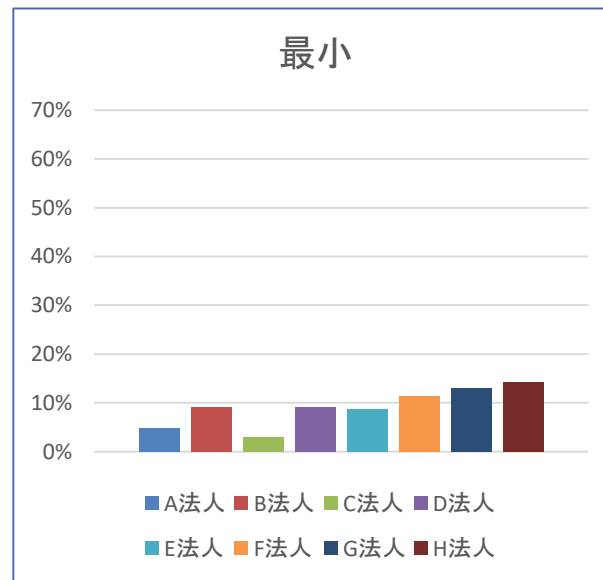
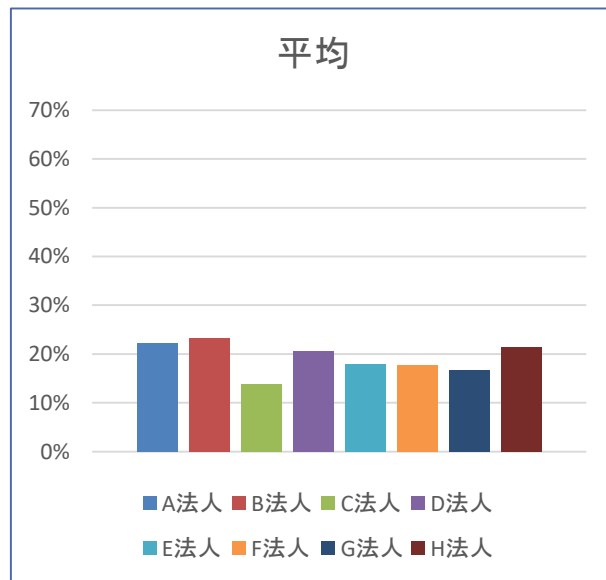
「監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由」における類似度



(1) 類似度分析: 各監査法人における記載内容の類似度比較(2/2)

- 「監査上の対応」について、監査法人毎の類似度の平均値及び最小値は概ね同水準であった一方、最大値ではA法人が相対的にやや高い結果となった。

「監査上の対応」における類似度



監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント

1. 傾向分析（2）KAMの個数

(2)KAMの個数:業種別

- 2021年3月期における連結財務諸表のKAMの1社当たりの平均個数は1.3個であった。
- 業種別の内訳は以下の通りであり、業種による大きな差異は見られなかった。

業種別のKAMの記載状況(連結)

業 種 (大分類)	連結財務諸表の監査報告書における KAM の記載状況						
	0 個 (社)	1 個 (社)	2 個 (社)	3 個 (社)	4 個 (社)	5 個 (社)	1 社当たり の平均個数
水産・農林業	—	7	—	—	—	—	1.0
鉱業	—	3	1	—	—	—	1.3
建設業	—	75	28	4	—	—	1.3
製造業	1	671	252	30	6	1	1.3
電気・ガス業	—	10	9	2	—	—	1.6
運輸・情報通信業 (注1)	—	221	64	13	1	—	1.3
商業	—	233	79	10	—	—	1.3
金融・保険業	—	106	35	3	2	—	1.3
不動産業	—	32	12	5	1	—	1.5
サービス業	1	136	44	2	1	—	1.3
合 計 (社)	2	1,494	524	69	12	1	1.3

(2)KAMの個数:売上規模別・会計基準別

- ❑ 売上規模別では、規模が大きくなるにつれて、KAMの平均個数が多くなる傾向が見られた。
- ❑ 会計基準別では、最も少ない日本基準で平均1.3個、最も多いUS-GAAPで平均2.1個とやや差異が見られた。
- ❑ この点、日本公認会計士協会の分析レポートでは、早期適用事例において、日本基準、IFRS、US-GAAPの平均個数がそれぞれ2.3個、2.1個、2.2個と差異がほぼ無かったことからすると、会計基準による差異ではなく、売上規模による影響が考えられるとしている。

売上規模別のKAMの記載状況

売上高又は収益	連結財務諸表の監査報告書		個別財務諸表の監査報告書	
	会社数	1社当たりの平均個数	会社数	1社当たりの平均個数
1兆円以上	122	2.0	54	1.4
5,000億円以上 1兆円未満	110	1.7	46	1.3
1,000億円以上 5,000億円未満	477	1.4	331	1.2
1,000億円未満	1,393	1.2	1,911	1.1
合 計	2,102	1.3	2,342	1.1

適用する会計基準及び各監査報告書に記載されたKAMの個数

KAM の個数	連結財務諸表の監査報告書				個別財務諸表 の監査報告書
	会社数	会計基準別内訳			
		日本基準	IFRS	US-GAAP	日本基準
0 個	2	2	—	—	119
1 個	1,494	1,423	68	3	1,873
2 個	524	460	59	5	321
3 個	69	53	16	—	29
4 個	12	6	4	2	—
5 個	1	1	—	—	—
会社数合計	2,102	1,945	147	10	2,342
KAM の総数	2,802	2,531	250	21	2,602
1 社当たりの 平均個数	1.3	1.3	1.7	2.1	1.1

(2) KAMの個数：【参考】海外の動向（各国におけるKAM導入当初の状況）

- ❑ 2013年からKAMが適用されている英国では、当初、ロンドン証券取引所のプレミアム市場に上場する会社が適用対象であったこともあり、導入2年目の1社当たりの平均個数は3.9個であった。
- ❑ アジアの一部の国々では、2016年から上場会社に対してKAMの適用が開始されており、導入初年度の1社当たりの平均個数は1.8個～2.3個であった。英国との差異について、各国のレポートでは、英国のプレミアム市場の上場企業に比べて規模が小さいこと等が理由として挙げられていた。
- ❑ 米国では、2019年から段階的にCAM(Critical Audit Matters)の適用が開始されており、一定規模以上の早期提出会社が適用対象であった導入初年度の平均個数は1.7個であった。

	英国 ^{*1}	シンガポール ^{*2}	マレーシア ^{*3}	香港 ^{*4}	米国(CAM) ^{*5}	日本(連結)
平均	3.9	2.3	2.1	1.8	1.7	1.3

(^{*1}) Financial Reporting Council“Extended auditor’s reports: A further review of experience”(2016年1月)

(^{*2}) ACCA, ACRA, ISCA and NTU“Embracing Transparency, Enhancing Value: A first year review of the enhanced auditor’s report in Singapore”(2017年)

(^{*3}) The Securities Commission Malaysia (SC)’s Audit Oversight Board (AOB), the Malaysian Institute of Accountants (MIA) and the Association of Chartered Certified Accountants (ACCA)
“Enhanced Auditors’ Report: A review of first-year implementation experience in Malaysia”(2018年)

(^{*4}) Hong Kong Institute of CPAs“Standard Setting Department Revised Auditor’s Reports - First year review of experience”(2017年10月)

(^{*5}) Public Company Accounting Oversight Board“Interim Analysis Report: Evidence on the Initial Impact of Critical Audit Matter Requirements”(2020年10月)

監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント

2. 特徴的な事例[※]（1）全般

※2021年3月期におけるKAMから特徴的な事例を掲載

※特徴的な事例（一部）については、右下青ボックスに具体的な解説を記載

KAMの選定過程を具体的に記載

(株) A O K Iホールディングス 連結財務諸表に対する監査報告書（2021年3月期 / 監査人：PwCあらた / 日本基準）

※一部抜粋

当監査法人は、連結財務諸表における潜在的な重要な虚偽表示リスク、経営者の重要な判断を伴う連結財務諸表の領域に関連する監査人の重要な判断及び当連結会計年度に発生した重要な事象が監査に与える影響等について監査役及び監査役会とコミュニケーションを行った。これらの監査役及び監査役会とコミュニケーションを行った事項のうち、下表に示した事項が監査人が特に注意を払った事項である。当監査法人はこれらの事項の中からA、B、及びCを連結財務諸表監査における監査上の主要な検討事項として選定した。

	監査人が特に注意を払った事項	潜在的影響額 (*2, 3)	発生可能性 (*2, 3)
A	エンターテインメント事業における減損会計の適用 (*1)	高 ↑	高 ↑
B	ファッション事業における減損会計の適用 (*1)	高 →	高 →
C	繰延税金資産の回収可能性	中 ↑	中 ↑
D	ファッション事業における棚卸資産の評価	中 →	中 →
E	アニヴェルセル・ブライダル事業における減損会計の適用	低 ↓	中 →
F	資産除去債務の計上	低 →	低 →
G	ポイント引当金の計上	低 →	低 →
H	経営者による内部統制の無効化リスク (*1)	高 →	低 →
I	収益認識に係るリスク	高 →	低 →

- *1：特別な検討を必要とするリスクに該当する項目である。
- *2：上表における「高」「中」「低」は、当連結会計年度の監査において各項目の重要性を相対的に判断した結果として記載している。
- *3：上表における矢印は、監査人によるリスク評価の程度に関する前連結会計年度からの推移を表しており、財務諸表利用者にとってより有用な情報となるよう「高」「中」「低」内で変動があった場合にも記載している。したがって、必ずしも「高」「中」「低」そのものの変動（「中」から「高」への変動等）を示すものではない。

- それぞれのリスク項目を潜在的影響額と発生可能性の観点で評価し、相対的な重要性の評価結果を前年度からの変動も含めて記載
- 会計監査人が監査役等とコミュニケーションを行った事項のうち、特に注意を払った事項が明確

KAMの選定過程を具体的に記載

(株)Fast Fitness Japan 連結財務諸表に対する監査報告書（2021年3月期 / 監査人：PwCあらた / 日本基準）

※一部抜粋

なお、当監査法人が監査の過程で監査等委員会とコミュニケーションを行った事項の中から、連結財務諸表における潜在的な重要な虚偽表示リスク、見積りの不確実性が高いと識別された会計上の見積り及び当連結会計年度に発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響等を考慮して決定した監査人が特に注意を払った事項は下表のとおりである。これらの監査人が特に注意を払った事項の中から、A及びBを連結財務諸表監査における監査上の主要な検討事項として選定した。

	監査人が特に注意を払った事項	潜在的影響額 (※3, 4)	発生可能性 (※3, 4)
A	直営店の固定資産の減損会計の適用	高↑	高↑
B	臨時休業期間における収益認識の誤謬リスク（※1）	高	高
C	その他の収益認識に係るリスク（※2）	高→	低→
D	経営者による内部統制の無効化リスク（※2）	高→	低→
E	F Cオーナーからの事業譲受の会計処理	低→	中→
F	繰延税金資産の回収可能性	中↑	中↑
G	直営店の固定資産の耐用年数の見積り（※1）	中	中
H	I T全般統制の整備・運用状況の評価（※1）	高	低
I	連結子会社の借入金契約に係る財務制限条項への抵触（※1）	低	高
J	直営店の臨時休業期間中の固定費の特別損失への計上（※1）	中	低

※1：当連結会計年度に新たに監査等委員会とコミュニケーションを行った項目である。
※2：特別な検討を必要とするリスクであると監査人が判断した項目である。
※3：上表における「高」「中」「低」は、当連結会計年度の監査において各項目の重要性を相対的に判断した結果として記載している。
※4：上表における矢印は、監査人によるリスク評価の程度に関する前連結会計年度からの推移を表しており、利用者によってより有用な情報となるよう「高」「中」「低」内で変動があった場合にも記載している。したがって、必ずしも「高」「中」「低」そのものの変動（「中」から「高」への変動等）を示すものではない。

- 当社は(株)AOKIホールディングスと同一の監査人（業務執行社員）が担当
- (株)AOKIホールディングスと同様の形式による記載であり、業務執行社員がイニシアチブをとってKAMを記載

前年度からのKAM対象項目の変化について記載

(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ 連結財務諸表に対する監査報告書（2021年3月期 / 監査人：トーマツ / 日本基準）

※一部抜粋及び編集

当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、当監査法人は、後述する「貸出業務における貸倒引当金の算定」について、以下の三点を監査上の主要な検討事項とした。

- (1) 特定の貸出先の内部信用格付の決定
- (2) 過去実績を基に算定した損失率への将来見込等による調整
- (3) 在外子会社における貸倒引当金の算定

なお、これらの項目のうち(2)は、会社の主要な国内銀行連結子会社が当連結会計年度末に損失率の調整を実施したこと、また(3)は、会社の主要な海外銀行連結子会社において貸倒引当金の算定に係る新たな会計方針が適用されたことにより、それぞれ、見積りの不確実性、及び経営者による主観的な判断の程度、並びに連結財務諸表に与える影響の程度を考慮し、当連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項とした項目である。

これに対し、前連結会計年度の連結財務諸表の監査において監査上の主要な検討事項とした「買収・出資に伴うのれん及びその他の無形固定資産の評価」については、関連するのれんが前連結会計年度において全額償却され、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されていないこと、及び関連するその他の無形固定資産の企業結合時における評価が前連結会計年度に完了していることから、当連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項としていない。

(参考)項目の変化

前年度(2020年3月期)		当年度(2021年3月期)
貸出業務における貸倒引当金の算定		貸出業務における貸倒引当金の算定
買収・出資に伴うのれん及びその他の無形固定資産の評価		(1) 特定の貸出先の内部信用格付の決定
		(2) 過去実績を基に算定した損失率への将来見込等による調整
		(3) 在外子会社における貸倒引当金の算定

- 具体的なKAMの記載に入る前に、前年度からのKAMの項目の変化について簡単な理由とともに記載

状況の変化に加え、見出しや決定理由についても前年度からより具体的な記載に見直し

(株)三菱ケミカルホールディングス 連結財務諸表に対する監査報告書 (2021年3月期 / 監査人：EY新日本 / IFRS)

※一部抜粋及び編集(前年度からの主な変更箇所を青字で表示)

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	
前年度(2020年3月期)	当年度(2021年3月期)
耐用年数を確定できない無形資産の評価	ニューロダーム社買収により識別した耐用年数を確定できない無形資産(医薬品に係る仕掛研究開発費)の評価
連結財務諸表注記14.に記載されているとおり、会社は、2020年3月31日現在、耐用年数を確定できない無形資産を168,180百万円計上している。主なものは、連結子会社である田辺三菱製薬株式会社がニューロダーム社買収により計上した仕掛研究開発費であり、帳簿価額は131,467百万円である。また、連結財務諸表注記16.に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、田辺三菱製薬株式会社がメディカゴ社買収により計上した仕掛研究開発費について、関連する製品の米国での開発中止の決定により減損損失を24,069百万円計上している。 仕掛研究開発費は、研究開発の段階にあり、未だ規制当局の販売承認が得られていないもので使用可能な状態にないため、会社は将来の経済的便益が流入する期間が予測可能でないと判断し、耐用年数を確定できない無形資産に分類している。そのため、会社は当該資産の償却を行わず、毎年かつ減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施している。 会社は、減損テストを実施するに当たり、仕掛研究開発費の回収可能価額を使用価値により測定している。使用価値は見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、重要な仮定は、規制当局の販売承認の取得の可能性、上市後の販売予想及び割引率である。 研究開発は不確実性を伴うものであり、仕掛研究開発費の減損テストにおいては、将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率について、経営者の判断が必要であるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	会社は、2021年3月31日現在、連結財政状態計算書上、耐用年数を確定できない無形資産を79,474百万円(資産合計の1.5%)計上しており、連結財務諸表注記14.に関連する開示を行っている。主なものは、連結子会社である田辺三菱製薬株式会社が2017年10月にニューロダーム社買収により計上した仕掛研究開発費であり、帳簿価額は45,280百万円(資産合計の0.9%)である。 また、会社は、当連結会計年度の第2四半期連結会計期間において、ニューロダーム社が開発を進めているパーキンソン病の治療薬について事業環境の変化に伴い開発計画を変更したことにより、将来の収益性が低下する見込みとなり、市場調査を踏まえて事業計画を見直した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損するとともに、当該技術に係る仕掛研究開発費に対する減損損失を84,534百万円計上している。 仕掛研究開発費は、研究開発の段階にあり、未だ規制当局の販売承認が得られていないもので使用可能な状態にないため、会社は将来の経済的便益が流入する期間が予測可能でないと判断し、耐用年数を確定できない無形資産に分類している。そのため、会社は当該資産の償却を行わず、毎年かつ減損の兆候が存在する場合はその都度、減損テストを実施している。 会社は、減損テストを実施するに当たり、仕掛研究開発費の回収可能価額を使用価値により測定している。使用価値は見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、重要な仮定は、規制当局による販売承認の可能性、上市後の売上収益の予測及び割引率である。 医薬品業界における開発段階にあるパイプラインについての将来見込みは不確実性が高く、使用価値の算定に重要な影響を及ぼす規制当局による販売承認の可能性、上市後の売上収益の予測とその主要なインプット情報及び割引率についての経営者の評価や判断によって使用価値の算定結果並びに減損要否の判断と損失計上額は大きく影響を受けることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

- 開発計画の変更に伴う将来の収益性の低下、それに伴う減損損失の計上という前年度からの状況の変化や医薬品業界固有の具体的な選定理由について記載

監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント

2. 特徴的な事例 （2） 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

業種固有の特徴や見積りの複雑性について丁寧に記載

第一生命ホールディングス(株) 連結財務諸表に対する監査報告書(2021年3月期 / 監査人:あずさ / 日本基準)

※一部抜粋

海外子会社で計上されている保有契約価値の償却又は損失の計上に関する判断の妥当性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

第一生命ホールディングス株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において計上されているその他の無形固定資産285,235百万円には、同社によるPLC社の買収並びにPLC社が行う買収事業に関する保有契約価値相当額186,370百万円及び同社によるTAL社の買収に関する保有契約価値相当額23,666百万円が含まれている。

注記事項「(重要な会計上の見積り) 2 保有契約価値の評価」に記載されているとおり、買収及び買収事業により計上された保有契約価値は、保険数理計算に基づき、買収及び買収事業で獲得したその買収時点で有効な保険契約及び投資契約のキャッシュ・フローから得られる将来利益の現在価値として算定され、各連結子会社の連結財務諸表に計上されている。また、注記事項「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載されているとおり、各会計期間末における保有契約がもたらす将来利益やその契約期間等を基礎として、その効果が及ぶと見積られる期間にわたり、効果の発現する態様に従って償却される。保険数理計算上の仮定が当初想定より乖離する場合、償却額の増減又は保有契約価値の減価相当額の損失計上の可能性がある。

具体的には、保有契約価値は、各連結子会社の所在国の会計基準に準拠して、以下のように各連結子会社で評価が行われる。

(1) 保険数理計算上の仮定の更新を通じて検討される保有契約価値の償却

PLC社の投資性保険商品等から生じる保有契約価値は、将来の見積総利益及びその契約期間等を基礎として償却される。PLC社は、定期的に、保険数理計算上の仮定(金利、死亡率、継続率等)を見直し、必要に応じて更新することにより、保有契約価値の償却額を増減させる。特に、継続率の変動により見積総利益等の変動が見込まれる場合には、仮定の更新を通じて償却額が増減する可能性がある。保険数理計算上の仮定には見積りの不確実性があるほか、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。

(2) 責任準備金の積立ての十分性に関する判断と一体で検討される保有契約価値の減価相当額の損失計上

PLC社の伝統的保険商品等から生じる保有契約価値について、保険数理計算上の仮定(将来の投資利回り、死亡率、継続率等)に比して実績が悪化した場合、追加の責任準備金の計上に先立ち、保有契約価値の減価相当額が損失計上される可能性がある。このため、PLC社は、定期的に、責任準備金の積立ての十分性に関する判断と一体で保有契約価値の減価の有無を検討している。監査上の主要な検討事項「責任準備金の積立ての十分性に関する判断の妥当性」に記載のとおり、責任準備金の積立ての十分性を確認するテストでは、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な判断が必要となるとともに、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。

(3) のれんの減損損失の認識の要否に関する判断と一体で検討される保有契約価値の減損損失の計上

TAL社の買収に際して計上した保有契約価値について、のれんを減損した場合に、保有契約価値の減損の兆候となる可能性があることから、TAL社は、定期的に、のれんの減損損失の計上に関する判断と一体で検討を行っている。監査上の主要な検討事項「海外子会社で計上されているのれんの減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性」に記載のとおり、のれんの評価における回収可能価額の算定において、エンベディッド・バリューの算出に当たって使用される保険数理計算上の仮定には見積りの不確実性があるほか、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。

以上から、当監査法人は、海外子会社で計上されている保有契約価値の償却又は損失の計上に関する判断の妥当性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。

減損テストの重要な仮定や新型コロナウイルス感染症の影響等及び決定理由を具体的に記載

丸紅(株) 連結財務諸表に対する監査報告書 (2021年3月期 / 監査人: EY新日本 / IFRS)

※一部抜粋

米国航空機リース事業において保有する航空機資産の減損、及び同事業への投資に関する減損の兆候の有無
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由
連結財務諸表に対する注記8 関連会社及びジョイント・ベンチャーに記載されているとおり、会社は、米国航空機リース事業 (Aircastle Limited) への投資について、持分法で会計処理される投資を当連結会計年度末において140,338百万円計上している。また、会社は、当該米国航空機リース事業において保有する航空機資産の減損に関連して、持分法の適用を通じて持分法による投資損益として当連結会計年度に5,549百万円の損失を認識している。
会社は、米国航空機リース事業において保有するそれぞれの航空機資産のうち、減損の兆候があると判断した航空機資産について減損テストを行い、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合には当該資産の帳簿価額をその回収可能価額まで減額し、減損損失を計上している。当該減損損失は、持分法の適用を通じて持分法による投資損益として会社の連結包括利益計算書において認識されている。航空機資産の回収可能価額は、資産の処分コスト控除後の公正価値及び当該資産から得られる割引将来キャッシュ・フローに基づく使用価値のいずれか高い金額で測定される。このうち、使用価値の見積りにおける重要な仮定は、将来キャッシュ・フローの基礎となるリース料率、メンテナンス料の受払額及び保有見込期間経過時の中古航空機の売却収入、並びに割引率であり、これらは経済環境や金利の変動、航空業界の経営環境、顧客であるエアラインの支払能力等により影響を受ける。
また、持分法を適用した後に当該投資に減損の兆候があると認められた場合、持分法で会計処理される投資に係る減損テストを行う必要がある。当該投資の評価は事業計画に基づき行われるが、収益性の低下等により事業計画の変更が必要となる場合には、投資の帳簿価額が回収できない潜在的なリスクが存在する。具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響で悪化した航空業界の経営環境が長期にわたり改善せず、顧客のエアラインの支払能力が著しく悪化又は倒産するリスク、リース料率が低下するリスク、機体の購入が計画どおりに進捗しないリスク、返却された航空機を意図する条件で再リース又は売却できないリスク等が存在する。当該持分法で会計処理される投資について、減損の兆候の有無を判断するに際しては、それらの様々なリスクを総合的に評価し、投資の帳簿価額を回収できなくなるような要素があるかどうかの検討を行う必要があるが、その裏付けとなる利用可能な情報の性質及び信頼性は様々である。会社は、前連結会計年度末において策定した米国航空機リース事業の事業計画について、当連結会計年度における進捗や新型コロナウイルス感染症が航空旅客需要に与えている実際の影響等を踏まえて見直しを行っているが、中長期的な航空旅客需要の伸びに牽引されて成長を続ける前提は変わらないことから、同事業への投資について、減損の兆候はないと判断している。
米国航空機リース事業において保有する航空機資産の使用価値の見積りにおける上記の重要な仮定は不確実性を伴い、同事業への投資に関する減損の兆候の有無は経営者の重要な判断を必要とする。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、航空業界の経営環境について、先行きが不透明な状態が継続している。このため、当監査法人は米国航空機リース事業において保有する航空機資産の減損、及び同事業への投資に関する減損の兆候の有無を監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。

事業別に異なる収益認識の特徴を具体的に記載

(株)ユーシン精機 連結財務諸表に対する監査報告書（2021年3月期 / 監査人：トーマツ / 日本基準）

※一部抜粋

収益認識
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由
当連結会計年度において、株式会社ユーシン精機の連結損益計算書上の売上高は18,473百万円計上されている。このうち、セグメント情報等の関連情報に記載の通り、取出口ボットの外部顧客への売上高が11,904百万円計上されており、株式会社ユーシン精機で計上されているものが概ね8割を占めている。また、特注機の外部顧客への売上高が3,422百万円計上されており、海外の連結子会社であるYushin Automation Ltd. の医療装置案件に関連するものが概ね半数を占めている。
(株式会社ユーシン精機の取出口ボットの売上高) 取出口ボットの売上高のうち、新工場設立時のような大口案件については、受注金額が1回当たり数千万円から数億円となることもあり、また、日本の企業の事業年度及び会社の業種の特性等から期末月を中心に第4四半期に計上されるものが多くなる傾向にある。 取出口ボットの売上高は、据付作業完了時に顧客の検収をもって計上されるが、上記のように1年間のうち期末月を中心に第4四半期に完成予定の案件が多くなることから、売上高の計上に関する事務処理も集中する傾向にある。このため、期末月を含む第4四半期には、売上高の計上時期の判断を誤るリスクが相対的に高いと考えられ、特に一定金額以上の大口案件で誤りが生じた場合には、通期の売上高及び利益に大きな影響を与える可能性がある。 (Yushin Automation Ltd. の医療装置案件の売上高) 医療装置案件は、受注から完成・納品までの期間が半年から1年以上と長期間に亘るものがあり、受注金額が1億円を超える高額なものも多い。また、医療装置案件には医療装置の製作に加えて、当該装置の顧客の製造ラインへの据付や稼働確認等も含まれることもあるなど、履行義務や決済条件等が案件ごとで異なっている。 医療装置案件の売上高は、顧客との契約条件に基づく履行義務が充足された時点で計上されるが、上記のように案件ごとに履行義務の内容等が異なっていることから売上高の計上時期の判断を誤るリスクが相対的に高いと考えられる。また、受注単位での金額的重要性から、売上高の計上時期を誤った場合には、通期の売上高及び利益に大きな影響を与える可能性がある。
上記を鑑みた結果、当監査法人は、株式会社ユーシン精機の取出口ボットの売上高及びYushin Automation Ltd. の医療装置案件の売上高の期間帰属の適切性について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

■ 該当部分は注記に同様の記載はなく、有価証券報告書の事業等のリスクを参照して監査人が独自に記載

減損テストの結果として損失発生までの余裕度及び決定理由を定量的に記載

京セラ(株) 連結財務諸表に対する監査報告書 (2021年3月期 / 監査人：PwC京都 / IFRS)

※一部抜粋

有形固定資産、のれん及び無形資産の減損判定 (連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針 (9) 非金融資産の減損、16. 非金融資産の減損)
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由
京セラ株式会社は2021年3月31日現在、有形固定資産439,109百万円、使用権資産38,639百万円、のれん256,532百万円、無形資産151,295百万円を計上している。会社は、原則として事業を基準としてののれんを配分する資金生成単位のグルーピングを行っている。また、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、年1回 (毎年1月1日) 及び減損の可能性を示す事象が発生または状況が変化した時点で、減損テストを実施している。減損テストの結果、スマートエナジー事業においては、11,518百万円の減損損失を計上している。また、ファインセラミック部品事業 (帳簿価額119,843百万円)、光学部品事業 (帳簿価額20,917百万円) においては、回収可能価額が帳簿価額をそれぞれ、7,809百万円 (6.5%) 及び1,450百万円 (6.9%) 上回っている。
会社は減損テストにあたり、回収可能価額を使用価値に基づき算定している。使用価値は、経営者が承認した1～5年の事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フロー見積額と、成長率を用いて算定した事業計画の対象期間を超えた将来キャッシュ・フロー見積額を、当該資金生成単位または資金生成単位グループの割引率により現在価値に割り引いて算定している。事業計画の対象期間を超える将来キャッシュ・フローを推定するために適用した成長率は、将来の不確実性を考慮し、0%としている。
減損テストに用いられる使用価値の見積りにおいては、経営者が承認した事業計画、割引率が重要な仮定として使用されている。これらの重要な仮定が変化した場合には、スマートエナジー事業においては減損損失の計上額が変動する可能性があり、ファインセラミック部品事業及び光学部品事業においては、減損損失の計上が必要となる可能性がある。使用価値の見積りは不確実性を伴い経営者の判断が必要であること、減損損失計上額、及び各事業に帰属する非金融資産の帳簿価額の金額的重要性を考慮し、スマートエナジー事業、ファインセラミック部品事業、及び光学部品事業の有形固定資産、のれん及び無形資産の減損判定について、監査上の主要な検討事項として決定した。

新型コロナウイルス感染症の影響や見積りの仮定を具体的に記載

(株) A O K I ホールディングス 連結財務諸表に対する監査報告書 (2021年3月期 / 監査人: PwCあらた / 日本基準)

※一部抜粋

B ファッション事業における店舗固定資産の減損損失の認識と測定

【参照する連結財務諸表の注記事項】

- ・ (重要な会計上の見積り) 1. 店舗固定資産の減損
- ・ (連結損益計算書関係) ※ 2 減損損失
- ・ (セグメント情報等) 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

【監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由】

会社グループが全国に展開しているファッション事業においては、既存店の損益改善に注力する戦略が近年展開されている。同事業は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市場環境の変化に影響を受けており、特に、2020年4月の政府による緊急事態宣言発令に伴い、2020年4月から5月にかけて一部の店舗で休業や時短営業等を行ったことから、当該月の店舗売上は前年同月を大きく下回った。これらの結果、同事業セグメントの当連結会計年度の売上高は85,387百万円となり、前連結会計年度から13.2%減少している。2020年6月以降、同事業の月次店舗売上高は徐々に回復傾向を示しており、2021年3月の単月店舗売上高は、前年同月比で131.7%となり、また、同感染症の影響を受けていない2019年3月の1店舗当たりの単月売上高との比較でも93.0%までの回復を示しているものの、新型コロナウイルス感染症の拡大による市場環境の変化は依然として同事業に大きな影響を及ぼしている。会社グループのファッション事業に係る店舗数は、当連結会計年度末現在で628店舗（有形固定資産の帳簿価額：35,469百万円、連結総資産に占める割合：14.9%）である。会社グループは当連結会計年度において、ファッション事業に係る店舗固定資産について減損損失904百万円を計上している。

会社グループは、ファッション事業に係る店舗固定資産の減損の検討にあたり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、各店舗の営業損益が過去2か年連続してマイナスとなった場合、各店舗の営業損益がマイナスであり翌年度予算も継続してマイナスである場合、店舗の固定資産の時価が著しく下落した場合、あるいは店舗閉鎖の意思決定をした場合等に減損の兆候があるものとしている。減損の兆候が把握された店舗については、将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フロー合計が当該店舗の固定資産の帳簿価額を下回るものについて、その「回収可能価額」を「正味売却価額」又は「使用価値」との比較により決定し、「回収可能価額」が固定資産の帳簿価額を下回るものについて減損損失を認識している。会社グループがファッション事業に係る店舗の将来キャッシュ・フローを見積るに際しては、翌連結会計年度以降の売上高は、既存の店舗全体として、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に影響を受けていない2019年3月期の水準を下回る水準（86%～92%）で推移するという仮定が用いられている。当連結会計年度末において、減損の兆候が認められたものの翌連結会計年度以降の店舗営業損益予測に基づく将来キャッシュ・フローの合計額が店舗固定資産の帳簿価額を上回るため減損が認識されなかったファッション事業に係る店舗の帳簿価額合計は6,273百万円である。

翌連結会計年度以降のファッション事業に係る既存店舗の営業損益予測は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮した上で経営者が合理的と考える将来見込みを反映したものであるが、今後の同感染症拡大の状況の推移や同感染症収束後の市場環境の想定には経営者による主観的な判断が含まれており、不確実性が高い領域であることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項として選定した。

収益認識について内部統制のプロセスを含めて具体的に記載

(株)理研計器 連結財務諸表に対する監査報告書（2021年3月期 / 監査人：トーマツ / 日本基準）

※一部抜粋

定置型ガス検知警報機器の収益認識
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由
当社は、ガス検知警報機器の製造販売及び当該製品に係るアフターメンテナンスサービスという単一のビジネスを行っている。ガス検知警報機器は、可搬型ガス検知警報機器及び定置型ガス検知警報機器から構成されている。定置型ガス検知警報機器は取引先からの個別の要望に応じた機器の製造及び販売であることから、可搬型ガス検知警報機器と比較して取扱製品の販売価格は高額なものとなる傾向にある。また、可搬型ガス検知警報機器は出荷に基づき売上計上されるが、定置型ガス検知警報機器は機器の据付作業の完了に基づき売上計上される。【注記事項】（セグメント情報等）【関連情報】1. 製品及びサービスごとの情報に記載のとおり、定置型ガス検知警報機器の収益認識（2021年3月期 売上高22,466,803千円）については、連結損益計算書における売上高の69.8%を占めている。
定置型ガス検知警報機器は機器の出荷処理に加えて、営業本部から独立したエンジニアリング本部による作業管理システムへの据付作業の完了処理等のデータ登録を踏まえて営業本部にて販売管理システム上で売上が計上され、販売管理システム上の売上データが会計システムへ連携される仕組みとなっている。また、営業本部にて売上計上を行う際には、顧客からの注文証憑及び倉庫からの機器の出荷データ、据付作業の完了データに基づき、取引金額・完了日付等の整合性を確認している。 このように定置型ガス検知警報機器は機器の出荷後に実施される据付作業の完了に基づき売上計上され、ITシステム間の自動連携に基づく横断的な部門連携による業務プロセスとなっており、可搬型ガス検知警報機器と比較して追加的な業務プロセスが整備及び運用されている。また、可搬型ガス検知警報機器と比較して定置型ガス検知警報機器の売上は個別性が強く1件当たりの金額も高額となり、加えて過去実績の状況から3月の売上は他の月の売上と比較して多額となる傾向にあるため、売上が不適切に計上された場合又は適切な会計期間に処理されない場合、財務報告へ与える影響も重要となる可能性がある。
以上から、当監査法人は定置型ガス検知警報機器の期間帰属を含む収益認識の適切性が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

棚卸資産の評価方法を具体的に記載

SMC(株) 連結財務諸表に対する監査報告書 (2021年3月期 / 監査人：清陽 / 日本基準)

※一部抜粋

棚卸資産の評価
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由
SMC株式会社の当連結会計年度の連結貸借対照表において、「商品及び製品」112,131百万円、「仕掛品」21,314百万円及び「原材料及び貯蔵品」115,306百万円が計上されており、その合計金額248,752百万円は総資産の16.2%を占めている。 会社は、連結財務諸表の【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ② たな卸資産に記載のとおり、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により貸借対照表価額を算定している。 この結果、連結財務諸表の【注記事項】(連結損益計算書関係)に記載のとおり、当連結会計年度においては606百万円のたな卸資産評価損を売上原価に計上している。
棚卸資産の評価については、収益性の低下を適切に反映することが求められている。 SMCグループの棚卸資産のうち、原材料は主に金属素材である。また、製品は経年劣化が早いものではなく、顧客の生産ライン等に組み込まれる機器であることから、顧客は採用したSMC製品をある程度長期間にわたり継続して購入するが、時間の経過に応じて販売実績は漸減する傾向があることが観察されている。 そのため会社は、保有する棚卸資産のうち、一定期間(概ね10年)で販売または使用されると見込まれない部分を収益性の低下と仮定している。この仮定には、将来の在庫需要の長期的安定性、今後の在庫の保有方針などが含まれる。 会社は、会社及び各連結子会社の保有する在庫の品番別の残高、販売・使用の実績データ等を分析し、品番別に滞留状況に応じたランクを設定し、その一定期間の消化率(販売または使用した割合)を算定する。この結果に基づきランク毎の評価減率を設定している。 そして、当連結会計年度末のランク毎の在庫金額に対応する評価減率を乗じることにより評価減金額を算定している。
当監査法人は、棚卸資産の収益性の低下の結果生じる簿価の切下げ額が、会社による仮定及び見積りの影響を受けるため、当該事項が監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

システムへの依存度が高いビジネスの特徴及び決定理由を具体的に記載

イリソ電子工業(株) 連結財務諸表に対する監査報告書 (2021年3月期 / 監査人：トーマツ / 日本基準)

※一部抜粋

製品販売に係る収益認識	
	監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由
イリソ電子工業株式会社の当連結会計年度の損益計算書に計上されている売上高36,520百万円は主にイリソ電子工業株式会社及び重要な子会社であるIRISO ELECTRONICS EUROPE GmbH、IRISO U.S.A., INC. 及び意力速(上海)貿易有限公司等における製品の販売取引によるものである。	
会社グループは車載部品を中心とした電子部品の製造及び販売という単一のビジネスを行っている。取引先からの個別の要望に応じた製品の製造及び販売を行っているため取扱製品数は多岐にわたっており、また、個別の電子部品の販売価格は比較的少額のものが多いため、会社グループの売上高は個別の販売価額が少額・多品種の製品販売取引によって構成されている。会社グループの製品販売取引は、自社又は外部の倉庫からの出荷に基づいて売上計上する取引と、自社又は外部の倉庫から顧客指定の倉庫に納品した後顧客の使用に基づいて売上計上する取引に区分される。 会社グループの業務プロセスはグループ全体で同一の ERP システムで処理されており、業務プロセス全体を通じてデータを連携するシステムが構築されている。具体的には、自社又は外部の倉庫からの出荷に基づき売上計上する取引の場合、受注時にシステムへ登録された受注データが、製品保管場所にて出荷処理されることで売上高が自動計算される。また、顧客の使用に基づいて売上計上する取引の場合、顧客からEDIにより入手した情報に基づいて自動又は手動でシステムへ登録された検収データが、ERPシステムに連携することで売上が自動計算される。自動計算された売上データは、同一システム内の会計データとして連携し、売上高が自動計上される仕組みとなっている。 このように会社グループの製品販売取引は少額かつ多数の取引で構成されており、製品の受注から販売、会計処理にわたる一連のプロセスにおけるシステムへの依存度が高く、その財務報告へ与える影響が大きいため、当監査法人は、製品販売取引に関する収益認識が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	

監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント

2. 特徴的な事例（3）監査上の対応

事業計画における重要な仮定を具体的に記載

総合警備保障(株) 連結財務諸表に対する監査報告書 (2021年3月期 / 監査人：太陽 / 日本基準)

※一部抜粋

のれんの評価 (【注記事項】(重要な会計上の見積り)、(追加情報)、(企業結合等関係))	
監査上の対応	
当監査法人は、のれんの評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。	
- 内部統制の評価 資産のグルーピング、減損の兆候の把握、減損損失の認識、減損損失の測定に至るまでののれんの評価に関連する内部統制の整備状況及び運用状況を評価した。 評価した内部統制にはのれんの評価に用いられた事業計画の会社の査閲や承認手続を含んでいる。 - グルーピング 資産のグルーピングが適切に行われていることを確かめるため、管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の関連資料を閲覧した。 特に2020年10月1日に行われた介護事業4社の統合に伴う資産のグルーピング見直しの合理性を検討するに当たっては、主に以下の手続を実施した。 - 統合前の超過収益力が統合後においても維持されるか検討するため、統合前の事業計画に考慮されている重要な仮定が、統合後の将来の事業計画においても考慮されているか検討した。 - 各社に係るのれん残高を合算した上で、より大きな単位で資産のグルーピングを行っていることの合理性を検討するため、他の単位から生ずるキャッシュ・イン・フローと相互補完的であるかという観点から管理会計上の区分や事業の性質、市場などの類似性について、会社の財務報告の責任者と統合後の組織体制や内部管理体制を議論するとともに、業務執行会議事録等を閲覧した。 - 減損の兆候の把握 減損の兆候の把握が適切に行われていることを確かめるため、過年度にのれんの評価に用いられた事業計画と実績の比較分析を行い、乖離がある場合にはその要因分析を行った。 また、当該事業計画に総合警備保障株式会社のグループ化に伴うシナジー効果を含めている場合には、その効果の発現状況について実績との比較分析を行った。 - 減損損失の認識 減損の兆候を把握した場合には、減損損失の認識の判定が適切に行われているかを検討するため、事業計画に考慮されている重要な仮定を含め、将来の事業計画の合理性を検討した。当該検討には、グループ化に伴うシナジー効果の検討を含んでいる。 将来の事業計画の合理性を検討するに当たっては、主に以下の手続を実施した。 - 過年度にのれんの評価に用いられた事業計画と実績を比較分析することにより、将来計画の見積りの精度を評価した。これには、新型コロナウイルス感染症が業績に与えた影響の程度を確かめ、今後の事業計画に与える影響を評価することを含んでいる。 - 将来の事業計画及び事業計画に考慮されている重要な仮定について財務報告の責任者と議論した。	
なお、将来の事業計画の合理性を検討する際に、評価の対象とした事業計画に考慮されている重要な仮定は以下のとおりである。	
(1) セキュリティ事業 常駐警備、機械警備、警備輸送等の受注の状況や人員計画、売上高の成長率等	
(2) 介護事業 介護事業は、在宅介護事業、施設介護事業、高齢者向け住宅事業に区分されており、それぞれ評価の対象とした重要な仮定は以下のとおりである。	
在宅介護事業	職員1人当たりの売上高、既存拠点の利益率、人員計画等
施設介護事業	既存施設の将来事業計画、新規施設の開設状況 新規施設及び既存施設の入居率、人員計画等
高齢者向け住宅事業	新規施設・既存施設の事業計画、新規施設の開設状況、人員計画等

- 事業計画の合理性の検討において考慮した重要な仮定のうち、事業別の詳細な仮定については、有価証券報告書の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析を参照して監査人が独自に記載

分析的手続の内容を具体的に記載

四国電力(株) 連結財務諸表に対する監査報告書 (2021年3月期 / 監査人：トーマツ / 日本基準)

※一部抜粋

1. 【発電・販売事業セグメントの電灯料及び電力料】

(監査上の対応)

当監査法人は電灯電力料を検討するにあたり、主として以下の手続を実施した。

- 電灯電力料が電力供給約款・供給条件ごとに画一的に処理されることを考慮し、収益母集団全体を供給条件等の特性ごとに細分化した情報を基礎として、分析的手続を実施した。
 - ・ リスク評価手続としての分析的手続

電灯電力料（母集団）を「主要な料金メニュー別×エリア別×基本料金・従量料金別」に分割した。その上で、分割後母集団の電灯電力料計上額と計上額の算定基礎となる電灯電力量（kWh）、販売単価（円/kWh）、契約口数（件数）及び契約電力（kW）を月次で比較し、当連結会計年度の競争環境や過去実績との整合性を勘案し、収益計上額の虚偽表示の兆候の有無を検討した。

- ・ 分析の実証手続

電灯電力料を構成する各種料金メニューのうち金額の重要性が高いものについては、分割後母集団ごとに監査人の収益計上額の予測値を算定し、実績額と比較した。監査人の予測と異なった重要な差異が識別された場合はその要因となった取引を特定し、担当責任者にその取引の内容を聴取するとともに必要に応じて詳細テストを実施した。なお、監査人の予測値は、検針データに燃料費調整単価や各種の料金割引プラン等を考慮した約定単価を乗じた額として求めた。

- 上記の分析の実証手続の基礎データは業務処理システムから出力されたものに依拠している。基礎データの信頼性を確かめるため、電灯電力料に関する会計処理過程を把握するとともに、関連する業務処理システムの全般統制及び業務プロセス（申込・契約、検針、調定、請求・収益計上の一連の業務プロセス）に係る主として次の内部統制の整備状況及び運用状況の検証を実施した。

申込・契約	システムへのアクセス権限や顧客・契約データの登録情報の正確性に関する管理者による審査及び承認の状況
検針	システムへのアクセス権限や異常な検針データレポートに対する管理者による審査及び承認並びにその対応状況
調定	通例ではない調定結果のレポートの審査及び対応状況並びに調定額の修正に関する管理者による審査及び承認の状況
請求・収益計上	データ連携の正確性及び網羅性

電灯電力料の会計処理過程の理解にあたっては、業務プロセスのどこに重要な虚偽表示リスクが識別され、どのように内部統制（ITに関連する業務処理統制を含む）が整備されているかが明確となるようなプロセス・フロー図を作成した。自動化された内部統制及び関連する全般統制の評価範囲の決定及び評価の実施にあたっては、当監査法人内部の IT専門家も参画した。評価すべき自動化された内部統制のうち、業務処理システムに異常な検針データが投入された場合に出力されるレポートの自動作成処理及び通例ではない調定結果データを抽出し出力するレポートの自動作成処理については、特に重要なものとして識別し評価を実施した。

- 分析の実証手続以外の実証手続として、電灯電力料に係る売掛金の回収データを母集団として、サンプルベースでの詳細テスト（預金通帳との突合）を実施したほか、大口先（主として特別高圧・高圧需要の法人顧客）についてもサンプルベースで個別請求に対応する入金帳票（銀行から伝送される口座振替などの引落データ）との突合を実施した。
- 業務処理システムにおける手作業の料金訂正（「不定時調定」と呼ばれる業務）については、すべての訂正データを対象として、重要な金額の訂正の有無を検討するとともに、重要と判断した料金訂正については詳細テストを実施した。さらに、業務処理システムにおける不定時調定処理の実施者を権限者に限定する機能と仕組みに関する内部統制について評価を実施した。
- 加えて、経営者による内部統制無効化リスクへの対応として、会計システムに直接計上された仕訳を対象とした仕訳テストを実施した。

監査上の許容範囲を独自に策定し、当該範囲内にあるか否かの検証も含めて記載

三菱商事(株) 連結財務諸表に対する監査報告書 (2021年3月期 / 監査人: トーマツ / IFRS)

※一部抜粋

2 原油の中長期価格見通し

監査上の対応

監査人は、会社の使用する原油の中長期価格見通しの検証に当たり、主として以下の監査手続を実施した。

- ・ FVTOCI金融資産の公正価値評価及び持分法で会計処理される投資の減損テストにおける、原油の中長期価格見通しの決定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を検証した。
- ・ 会社責任者に質問を実施し、中長期価格見通しの見積り方法が合理的な手法に基づいた手法であるか、また、気候変動及びエネルギーtransitionの影響や新型コロナウイルス感染症が直近の市況及び将来の全世界の原油の需要及び供給に与える影響に関する前提の合理性について検証した。
- ・ 監査上の重要性、中長期価格見通しに対する感応度、外部機関が公表する価格見通しの分散の程度を考慮の上、複数の外部機関が公表する価格見通しの上限値と下限値のレンジよりも狭い監査上の許容範囲を独自に策定し、会社が決定した中長期価格見通しが当該許容範囲内にあるかどうかを検証した。また、監査上の許容範囲を策定するに当たって、当監査法人のネットワークファームの評価専門家の助言に基づき、複数の外部機関から中長期価格見通しを独自に入手し、外部機関の独立性や市場参加者が一般に利用する情報かどうかを評価することで、その情報の信頼性を検証した。
- ・ 連結財務諸表注記事項2. 作成の基礎 (5) 重要な会計上の判断、見積り及び仮定における、重要な観察不能なインプットとしての原油の中長期価格見通しの開示について、上記で検証した原油の中長期価格見通しとの整合性を検証するとともに、気候変動及びエネルギーtransitionの影響及び新型コロナウイルス感染症の影響による見積りの不確実性を含む、注記の妥当性を検証した。

- 「監査上の許容範囲を独自に策定し、会社が決定した中長期価格見通しが当該許容範囲内にあるかどうかを検証した」という記載は、「その範囲内に収まっていた」という結果 (Outcome) まで推測できる記載となっている点で有用

事業計画期間とそれ以降に分けて内容及び手続を記載

(株)豊田自動織機 連結財務諸表に対する監査報告書 (2021年3月期 / 監査人：PwCあらた / IFRS)

※一部抜粋

のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、産業車両事業において、エネルギー効率を高めた電動フォークリフトトラックやフォークリフトトラックの次世代モデル、産業車両機器の自動化技術、物流ソリューションに対応するシステム機器などの開発に取り組んでいる。会社は、当事業のさらなる強化を目的として、2018年3月期に物流ソリューション事業をグローバルに展開するVanderlandeグループおよび北米の大手物流システムインテグレーターのBastianグループを子会社化した。その結果、2021年3月31日現在、会社は、Vanderlandeグループの取得に伴うのれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の残高それぞれ64,440百万円、23,493百万円、Bastianグループの取得に伴うのれんの残高14,787百万円を計上している（【連結財務諸表に対する注記】10. のれん及び無形資産）。これらののれんは産業車両事業を資金生成単位グループとして配分されており、Vanderlandeグループの耐用年数を確定できない無形資産はVanderlandeグループを資金生成単位としている。2021年3月期において、産業車両セグメント売上高は1,432,788百万円、セグメント利益は、109,984百万円である（【連結財務諸表に対する注記】4. セグメント情報）。 会社は、のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産について、減損の兆候の有無にかかわらず毎年減損テストを実施している。減損テストの回収可能価額は、使用価値に基づき算定している。会社は、使用価値を計算するにあたって、主として経営者が承認した今後5年分の事業計画を基礎とした産業車両事業またはVanderlandeグループのキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引き、5年超のキャッシュ・フローは、一定の成長率で増減すると仮定している。事業計画は、顧客の所在地に基づく地域の市場の状況に応じた新製品の投入を含む生産・販売活動上の施策、設備投資計画を踏まえて作成されている。5年超のキャッシュ・フローに係る成長率は、産業車両事業またはVanderlandeグループが属する市場の長期期待成長率を参考に一定の率として決定し、割引率は、産業車両事業またはVanderlandeグループの税引前の加重平均資本コストを基礎に算定している。会社は、これらの仮定が合理的に予測可能な範囲で変動した場合においても、重要な減損が発生する可能性は低いと判断している（【連結財務諸表に対する注記】10. のれん及び無形資産）。 のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の残高に金額的重要性があること、また減損テストにおける使用価値の算定において、今後5年の事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りや成長率、割引率などの仮定が使用されており、これらは経営者による主観的な判断を伴うことから、当監査法人は、のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の減損を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の減損を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 ・ 内部管理目的でモニターされている企業内の最小単位等を考慮し、経営者が識別した資金生成単位グループの適切性を評価した。 ・ 経営者が承認した今後5年分の産業車両事業に関する事業計画およびVanderlandeグループの事業計画について以下の手続を実施した。 － 過年度の減損の検討において利用された事業計画と実績値を比較した。 － 顧客の所在地に基づく地域の市場の状況に応じた生産・販売活動上の施策および設備投資計画を理解し、その理解および過年度の売上高・利益の推移と事業計画との整合性を検討した。 ・ 5年超のキャッシュ・フローに係る成長率について、以下の手続を実施した。 － 過去の成長率の実績との整合性を検討した。 － 市場の長期期待成長率を示す、企業から独立した第三者組織から提供されたデータを考慮したうえで、成長率が合理的に決定されているかを検討した。 ・ 割引率について、以下の手続を実施した。 － 割引率が合理的に決定されているかを検討し、割引率の再計算を行った。 － 割引率の決定にあたって利用される市場データについて、企業から独立した価格ベンダーのデータとの整合性を検討した。 － 事業価値評価の専門家を利用して、独自に割引率を計算し、経営者が決定した割引率と比較した。

監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント

2. 特徴的な事例（4）その他（開示とKAMの関連、早期開示）

重要な経営戦略等とKAMの項目が密接に関連

日本電産(株) 連結財務諸表に対する監査報告書 (2021年3月期 / 監査人: PwC京都 / IFRS)

※一部抜粋及び編集

経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(2) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略 ⑤M&A

上記の目標を達成するために、精密小型モータでは、2018年11月にベイパーチャンパーを中心とした冷却製品をもつCCI社を買収しました。当社の既存技術であるファンモータを中心とした冷却技術と組み合わせ、より付加価値の高いサーマルソリューションを提供してまいります。車載では2019年10月に電子制御ユニット (ECU) の技術をもつオムロンオートモーティブエレクトロニクス㈱を買収しました。日本電産エレクトロニクスがもつECUのキャパシティを増強するとともに、当社既存の車載モータとのシナジー効果を追求します。家電・商業・産業用では、2019年7月に冷蔵庫用コンプレッサの技術をもつエンブラコ社を買収しました。当社の既存技術であるコンプレッサ用モータと組み合わせ、より省エネ性能に長ける冷蔵庫の実現に貢献します。その他では、2021年2月に高精度・高効率の歯車加工技術をもつ三菱重工工作機械㈱との株式取得に関する譲渡契約を締結しました。日本電産シンボがもつ減速機及びプレス機の既存2事業と要素技術開発、製造、営業面等においてシナジー効果を追求します。加えて、三菱重工工作機械㈱の技術がNIDEC内における、将来的な内製化に向けた取り組みに寄与するものと想定しております。現在、当社が最も注力しているモータ・インバータ・減速機を三位一体にしたEV用トラクションユニットである「E-Axle」は今後更なる需要を見込んでおり、その中核部品の一つである、ギアの強化に必要不可欠になります。

事業等のリスク⑤M&Aに係るリスク(特に重要なリスク)

NIDECは事業の成長に必要な技術、製品、販売網、顧客基盤を所有する他社の買収や他社への資本提携を通じて大幅な成長を達成してまいりました。買収や投資活動を継続的に成功させることは、NIDECの事業戦略を達成する上で極めて重要な要素です。そして車載事業を中心とした技術・商流の獲得が益々重要度を増しています。車載事業の中でも特にEV用トラクションモータシステムは今後の成長の柱となることが大きく期待されています。EV市場はグリーンリカバリーの動きの中で拡大ペースが急加速すると見込まれることから、EV用トラクションモータシステムの製造に必要な技術・商流・設備等の買収を市場の成長スピードに追隨する適切なタイミングで実施出来なかった場合に、NIDECの競争力が低下する可能性があります。更に、2030年度売上高10兆円を目指す中で、NIDECのビジネスモデルがモータ単品売りからモジュール、システムへと転換していくことが予想されます。市場が急速に変化する中で、ビジネスモデルの転換に必要な技術を適確に選択・買収することが出来なかった場合に、市場の成長スピードに追隨できなくなる可能性があります。

(中略)

また、NIDECは、買収に伴い取得した多額ののれん及び無形資産を計上しており、当連結会計年度末現在、のれん及び無形資産はそれぞれ、3,200億円及び1,956億円計上しております。NIDECは、これらの資産については、買収した事業の効率的な統合により得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えておりますが、事業環境の悪化等により予想どおりの収益が得られないと判断された場合、NIDECはこれらの資産について減損を認識しなければならず、NIDECの経営成績、財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

連結財務諸表注記 7. 企業結合

2020年6月1日にNIDECはセコップ・オーストリアが保有するデルタ型コンプレッサ製造ラインを現金2,531百万円で取得致しました。本件取引により、当社グループはデルタ型コンプレッサ事業に従事する約40名の従業員を引き受け、冷蔵庫用コンプレッサ事業をさらに強化してまいります。この企業結合によるNIDECの財政状態及び経営成績に与える重要な影響はありません。

2020年9月1日にNIDECは米国のMetal Stamping Support Group, LLC 社及び同関連会社(以下、「CHS Automation」)の株主から、CHS Automationの持分100%を現金474百万円で取得致しました。CHS Automationは、プレス機周辺機器の製造・販売及び中古プレス機のレトロフィット(修理改造)及びサービス一般を行っております。本件取引により、NIDECは米国中西部に強力なプレス機器のサービス拠点を持つことができ、またプレス機周辺機器の品揃えを各段と強化することが出来ます。この企業結合によるNIDECの財政状態及び経営成績に与える重要な影響はありません。

買収価額の資産負債への配分

前連結会計年度のコンプレッサ事業Embraco(以下、「エンブラコ社」)及びRoboteq, Inc.の株式取得により取得した資産、引き継いだ負債に関する公正価値評価が第1四半期連結会計期間に完了致しました。また、前連結会計年度のオムロンオートモーティブエレクトロニクス株式会社(現日本電産モビリティ株式会社)(以下、「日本電産モビリティ」)の買収により取得した資産、引き継いだ負債に関する公正価値評価が第2四半期連結会計期間に完了致しました。これにより前連結会計年度の連結財務諸表については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の見直しが反映された後の金額によっております。また今後の価格調整により金額が変動する見込みです。

KAM: 買収に伴い識別した無形資産に係る公正価値測定

日本電産株式会社(以下、会社という)は、2019年7月1日に、コンプレッサ事業Embraco(以下、「エンブラコ社」)の株式100%を現金122,401百万円の対価で取得し、2019年10月31日にオムロンオートモーティブエレクトロニクス株式会社(現日本電産モビリティ株式会社)(以下、「日本電産モビリティ」)の株式、取得対象海外子会社の株式等並びに取得対象海外事業を現金88,111百万円の対価で取得した。会社はIFRS第3号に従い、取得日時点における無形資産の公正価値測定を完了し、エンブラコ社の企業結合により、顧客関係15,835百万円、商標権21,657百万円を計上している。同様に、日本電産モビリティの企業結合により、顧客関係14,263百万円を計上している。無形資産の公正価値測定においては超過収益法、商標権についてはロイヤリティ免除法が用いられている。これらの算定方法に関しては、顧客減耗率、税引前割引率、事業計画といった重要な仮定について、会計上の見積りの要素が多く経営者の判断が伴う。測定された無形資産によりのれんの金額が過大または過少に計上されることにつながる点、また、測定された無形資産が金額的に重要である点を考慮し、監査上の主要な検討事項として決定した。

- 投資家が当社の重要な価値ドライバーと考えるM&Aに関連する項目(重点的な監査を期待する項目)をKAMとして選定

会社法監査報告書にKAMを記載

- ・(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ(2021年3月期/監査人:トーマツ/日本基準)
- ・三井住友トラスト・ホールディングス(株)(2021年3月期/監査人:あずさ/日本基準)

※一部抜粋

(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ(連結計算書類に係る監査報告書)
貸出業務における貸倒引当金の算定 (略) 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 (1) 特定の貸出先の内部信用格付の決定 貸倒引当金の算定における重要な要素である内部信用格付は、貸出先が業績不振や財務的な困難に直面しており、将来の業績回復見込や事業の継続可能性の判断に高度に依存して決定される場合がある。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、一部の貸出先の財政状態及び経営成績には重要な影響が生じている。このような特定の貸出先の将来の業績回復見込や事業の継続可能性は、貸出先企業内外の経営環境の変化による影響を受けるため、見積りの不確実性や経営者による主観的な判断の程度が高い。 (2) 過去実績を基に算定した損失率への将来見込等による調整 「重要な会計上の見積りに関する注記 1. 貸倒引当金の算定」に記載されている過去実績を基に算定した損失率への将来見込等による調整は、過去に観測された貸倒実績率又は倒産確率(以下、「貸倒実績率等」という。)の長期間の平均値に、直近の経済環境下で観測された短期間での貸倒実績率等の上昇を反映して損失率を補正することによりなされている。この損失率の補正には、特に新型コロナウイルス感染症の拡大により経済環境が急激に悪化したことにより、当連結会計年度末に保有する貸出金等の回収について、より不確実性が高まっているとの仮定が置かれている。また、この不確実性の程度を見積る方法には、経営者が採用した方法の他、複数の代替的な方法が考えられる。このような損失率の補正は、外部経済環境の急激な変化が貸出金等の信用リスクに与える影響の見積り、及び客観的な情報を入手することが困難な将来の経済状態に関する想定に基づいているため見積りの不確実性や経営者による主観的な判断の程度が高く、また、採用する見積方法の決定について経営者による主観的な判断が介在する可能性がある。 (以下略)

※一部抜粋

三井住友トラスト・ホールディングス(株)(連結計算書類に係る監査報告書)
法人向け与信に対する貸倒引当金の見積り 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 ①債務者区分の判定 連結注記表「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」5.(5)及び「重要な会計上の見積り」1.(2)に記載のとおり、主要な連結子会社である三井住友信託銀行株式会社(以下「三井住友信託銀行」という。)では、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施・検証し、決定された債務者区分に応じて、償却・引当基準に則り貸倒引当金を計上している。 連結計算書類上の貸倒引当金の大宗は、三井住友信託銀行の法人与信先に対するものであり、当該法人与信先については、主に債務者の財務情報等の定量的な情報を用いて信用リスク管理システムで判定された信用格付を基礎として、定性的な要素が勘案された上で債務者区分が判定される。 具体的には、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等を基礎として返済能力を検討し、業種・業界の特性等を踏まえ、事業の継続性と収益性を見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の合理性及び実現可能性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案して債務者区分が判定される。なお、当該判定には経営者による主観的な判断を伴う。 特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により業績が悪化している法人向け与信については、感染症拡大による影響を踏まえた上で債務者区分を判定する必要があるが、当該影響は、人や物の移動制限や生産活動の縮小、消費動向の変化等に起因した実体経済や企業の資金繰りの悪化など複雑かつ多岐にわたり、その見積りには高い不確実性が存在する。したがって、債務者区分の判定には、経営者のより高度な判断が求められる。 (以下略)

- 会社法監査報告書におけるKAMの記載は任意とされているが、株主総会における議決権行使の判断に資する面で有用

株主総会前に有価証券報告書を提出(KAMを早期に提供)

例：H O Y A(株)（2021年3月期 / 監査人：トーマツ / IFRS）

有価証券報告書：2021年6月4日

株主総会：2021年6月29日

※一部抜粋

仮払法人所得税の回収可能性 (連結財務諸表注記11. 繰延税金及び法人所得税、連結財務諸表注記13. その他の資産・負債)	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
「連結財務諸表注記11. 繰延税金及び法人所得税」及び「連結財務諸表注記13. その他の資産・負債」に記載の通り、会社は2007年3月期から2011年3月期までの5事業年度及び2012年3月期から2014年3月期までの3事業年度につき、エレクトロニクス関連製品の開発・製造を行う海外関係会社と会社との取引に関して、東京国税局より移転価格税制に基づく更正通知書を受領し、更正処分の取り消しのための手続を進めた結果、処分の一部を取り消す旨の裁決書を受領したが、処分の取り消しが認められなかった部分について、更正処分の取り消しのための訴訟により回収可能と判断しており、それぞれ納付額7,916百万円、4,544百万円を仮払法人所得税として資産計上している。 当該税務処理については、当局との主張の相違があり、裁判所が会社の主張を認めるかどうかに関しては不確実性がある。 仮払法人税の回収可能性の監査は、日本の税法に則り、税法解釈や実務の判断についての高度な専門知識を必要とし、複雑かつ職業的専門家の判断を要するものであることから、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項であると判断した。	当監査法人は、会社が実施した仮払法人税の回収可能性の判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。 ・監査人の利用する税務専門家とともに、会社の経営者及び社内税理士への質問、準備書面及び答弁書のレビューを実施し、裁判で争点となっている事項において会社が主張する見解の妥当性を批判的に検討し、その判断が過度に楽観的又は保守的となっていないかどうかを検討した。 ・外部の弁護士から確認状を入手し、現在の状況及び回収可能性に係る見解を確かめた。

- 株主総会における議決権行使の判断に資する面で有用

監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント

2. 特徴的な事例 【参考】海外の事例

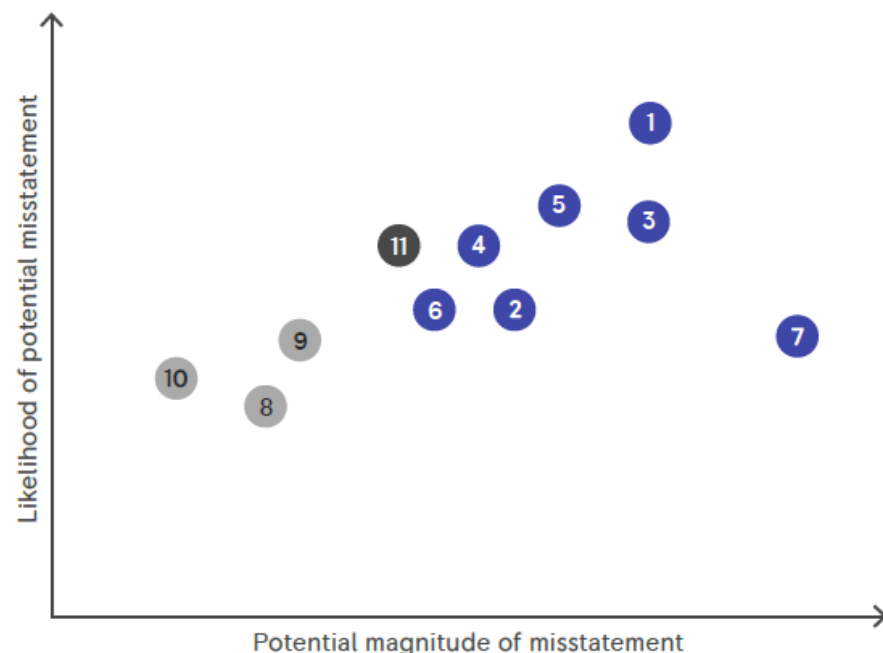
【参考】海外の事例ーリスクマップ

□ 海外のKAMではリスクマップを図表で示している事例がある

ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC ANNUAL REPORT 2020 p192（監査人：PwC）

※一部抜粋

Our risk assessment at the start of the audit cycle used to plan our audit approach



- Key audit matters – group
- Other audit risks – group
- Key audit matters – company

Risks		Change from prior year
Key audit matters – group		
1	Long-term contract accounting and associated provisions	<>
2	Deferred tax asset recognition and recoverability	<>
3	Presentation of accuracy of underlying results and disclosure of other one-off items (including exceptional items)	<>
4	Translation of foreign currency denominated transactions and balances	<>
5	Recoverability of intangible programme assets	↑
6	Recoverability of accounts receivable and contract assets	new
7	Ability of group and company to continue as a going concern	new
Other audit risks – group		
8	Accounting for complex treasury instruments	<>
9	Measurement of post-retirement benefits	<>
10	Consolidation process and joint venture accounting	<>
Key audit matters – company		
11	Recoverability of the company's investments in subsidiary undertakings	<>

The impact of COVID-19 is also reported as a key audit matter as it impacted a number of the risks noted above and other areas of our audit.

【参考】海外の事例－findingsの記載

□ 海外のKAMではfindingsを記載している事例がある

AEDGE GROUP LIMITED ANNUAL REPORT 2021 p44-45（監査人：KPMG）

※一部抜粋

Key audit matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the financial statements of the current period. These matters were addressed in the context of our audit of the financial statements as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters.

Valuation of property, plant and equipment (PPE)

(Refer to Note 4 to the financial statements)

Risk:

The Group has PPE with a net book value of \$11,015,000. These non-financial assets are subject to an annual impairment test or more frequently if there are indicators of impairment. The Group identifies transport and scaffolding operations as individual cash generating units (CGU) within the PPE held by the Group.

The Group performed impairment assessments for each of the CGUs by estimating the recoverable amounts based on the value-in-use method. The estimation of the recoverable amount of the CGUs is a highly judgmental process which requires estimation of revenue growth rates, discount rates and future economic conditions.

Our response:

We evaluated whether the CGUs were appropriately identified by management based on our understanding of the current business structure of the Group. We assessed the Group's process for identifying indicators of impairment for each of the CGUs.

We assessed the reasonableness of the key assumptions used by management in developing the cash flow projections. This included a comparison of rate of revenue growth with historical results and expected market growth. We also performed our own assessment of discount rate applied by management.

Our findings:

We found the identification of the CGUs and each CGU's indicators of impairment to be reasonable and appropriate.

The key assumptions used for the Group's cash flow projections appears to be within the range of historical results and are aligned with expected market growth rates. The discount rate applied is within the range of industry data.

Recoverability of trade receivables and contract assets

(Refer to Note 9 and 10 to the financial statements)

監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント

3. 検討が必要と考えられる事例

KAMの内容や決定理由、監査手続等が不明瞭

※一部抜粋及び編集

繰延税金資産の回収可能性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

注記事項（**）に記載されているとおり、会社は、XX年X月XX日現在、繰延税金資産をXX円計上している。

（中略）

会社は、将来減算一時差異に対して、**により繰延税金資産の回収可能性を判断している。

繰延税金資産は金額的に重要であり、その計上の基礎となる将来の課税所得は、経営者による見積りや仮定に依存しており、不確実性を伴うものである。

以上により、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性の検討を行うにあたり、主として以下の監査手続を実施した。

（中略）

・将来の課税所得の見積りについて、その基礎となる将来の事業計画について検討した。

・将来の事業計画の検討にあたっては、経営者によって承認された予算との整合性を検討するとともに、過年度の計画の達成度合いに基づく見積りの精度を検討した。

KAMの内容及び決定理由

- KAMの内容が一般的な記載に留まっており、監査人として企業や企業環境の理解を踏まえた独自のリスク評価、監査上の判断等に関する具体的な記載が乏しい

監査上の対応

- 記載が一般的な内容に留まっており、具体的な監査手続の内容が不明瞭

注記情報との整合性(i 注記が不足している可能性)

※一部抜粋及び編集

KAM

繰延税金資産の回収可能性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

注記事項(**)に記載されているとおり、会社は、XX年X月XX日現在、繰延税金資産をXX円計上している。

(中略)

会社は、将来減算一時差異に対して、**により繰延税金資産の回収可能性を判断している。

会社は、**販売戦略や受注見込等に基づく将来の売上予測等の重要な仮定**に基づいて事業計画を策定し、将来の課税所得の見積りの基礎としている。

以上から、**のため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

連結財務諸表注記

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額 XXX百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、**によって見積っております。将来の課税所得の判断においては、課税所得が生じる時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済状況や経営状況等の影響を受けるため、実績が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

【参考】会計上の見積りの開示に関する会計基準

7. 第5項に基づき識別した項目のそれぞれについて、前項に基づき注記した項目名に加えて次の事項を注記する。

(1) 当年度の財務諸表に計上した金額

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

8. 前項(2)の「会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報」として第4項の開示目的に照らして注記する事項には、例えば、次のようなものがある。

(1) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

(2) **当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定**

(3) 翌年度の財務諸表に与える影響

- KAMでは重要な仮定に関する具体的な記載がある一方、注記情報においては具体的な記載がない
- KAMに監査人独自の記載を行うことは可能であるが、会計上の見積りの開示に関する会計基準では、「当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定」が例示項目として挙げられており、注記が不足している可能性
- 会社と監査人とのコミュニケーションの充分性に課題がある可能性

注記情報との整合性(ii 注記が無いケース)

※一部抜粋及び編集

KAM

連結財務諸表注記

のれんの評価

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

注記事項(**)に記載されているとおり、会社は、XX年X月XX日現在、のれんをXX円計上している。

(中略)

会社は**を実施し、のれんの減損の要否を判断をしている。

当該判断の根拠となる事業計画は、**等の重要な仮定が含まれており、経営者の主観的な判断に依存する程度が高い。

**のため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。

(重要な会計上の見積り) → 注記なし

【参考】会計上の見積りの開示に関する会計基準

5. 会計上の見積りの開示を行うにあたり、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別する。識別する項目は、通常、当年度の財務諸表に計上した資産及び負債である。また、翌年度の財務諸表に与える影響を検討するにあたっては、影響の金額の大きさ及びその発生可能性を総合的に勘案して判断する。

- KAMでは会計上の見積りの項目を記載している一方、注記情報において開示していない
- KAMに選定された項目は重要な会計上の見積りに該当する可能性があり、注記が不足している可能性
- 会社と監査人とのコミュニケーションの充分性に課題がある可能性

KAMを記載していない

- ❑ 連結、単体の両方またはどちらかでKAMの記載がない事例が、純粹持株会社以外にも存在する。
- ❑ 監基報701では「監査上の主要な検討事項がないと判断することはまれであり、少なくとも一つは存在していると考えられる」とされており、記載要否については、あらためて慎重な検討が必要と考えられる。

	連結KAM	単体KAM
事例①	×	×
事例②	×	○
事例③	○	×

監査基準委員会報告書701

独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告

A59. 監査上の主要な検討事項は、監査人が特に注意を払った事項の相対的な重要性に基づいて判断される。したがって、上場企業の監査において、監査人が監査役等とコミュニケーションを行った事項の中には、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項がないと判断することはまれであり、少なくとも一つは存在していると考えられる。

(以下略)

監査基準委員会研究報告第6号

監査報告書に係るQ&A

Q2-6 監査上の主要な検討事項がない状況

・・・しかしながら、企業の実質的な事業活動が極めて限定されている状況においては、監査役等とコミュニケーションを行った事項の中に監査人が特に注意を払ったといえる事項が存在せず、監査上の主要な検討事項がないと判断する可能性は全くないと考えられているわけではない。上場企業の事業活動が実質的に極めて限定されている状況自体が想定しにくく、極めてまれな状況であると考えられるが、強いてあげるとすれば、例えば、事業活動を行っていない純粹持株会社が考えられる。

(以下略)

